

5. 担い手への農地集積等を実施している事例

～ 目次 ～

都道府県名	市町村名	協定名	タイトル	掲載ページ
岩手県	北上市	さわめ 沢目	村おこしイベントで集落活性化	農地集積-1
山形県	西川町	いりま 入間	農作業共同化・担い手への農地集積で遊休農地に生命を	農地集積-3
新潟県	長岡市	もりみつ 森光	森光集落における活力ある地域づくり	農地集積-5
富山県	黒部市	うらやま 浦山12区	担い手集積化による農業生産活動の体制整備	農地集積-7
石川県	能美市	わ け まち 和気町	担い手農業者へ農地を集約し、集落の農地を守る	農地集積-9
滋賀県	大津市	しもおおぎ 下仰木	農業法人の設立による機能的な農業経営体づくり	農地集積-11
福島県	会津郡	かみ はら 上ノ原	そば栽培による耕作放棄地の解消と担い手への農地集積	農地集積-13

＜担い手への農地集積等を実施している事例＞

○村おこしイベントで集落活性化

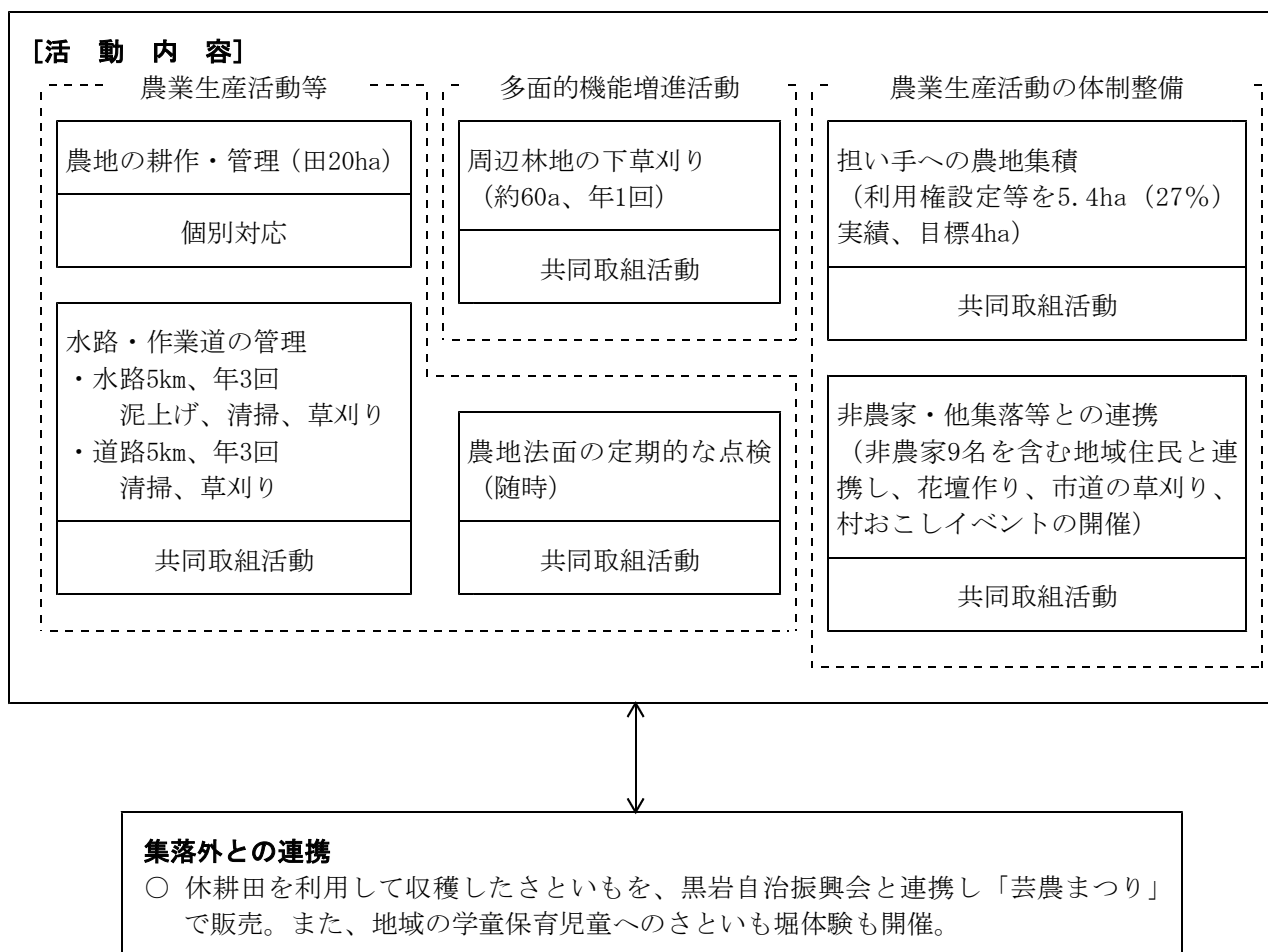
1. 集落協定の概要

市町村・協定名					岩手県北上市 沢目	
協 定 面 積 20ha	田 (100%)		畑		草地	採草放牧地
	水稻、牧草					
交 付 金 額 420万円	個人配分					30.0%
	共同取組活動 (70.0%)	担当者活動経費				5.2%
		鳥獣害防止対策及び水路・農道等の維持管理等経費				7.1%
		体制整備に関する活動経費				19.1%
		農用地維持管理活動経費				7.1%
		交付金の積立・繰越				20.8%
		その他				10.7%
協 定 参 加 者	農業者42人、非農業者9名、沢目公民館 (51戸)					

2. 集落マスタープランの概要

永続的な集落維持にむけ、意欲ある担い手への農地の集積や耕作放棄地の防止に努め、コスト削減と生産性の向上を図るべく機械の共同所有・利用を進めることとした。

また、地区全体の活性化を図るため、非農家等と連携して集落内道路の草刈りや花壇作りのほか、村おこしイベント(綱引き大会)を開催するなど、地域づくりに向けた取組も実施していくこととしている。



3. 取組の経緯及び内容

当集落の協定農用地は昭和46年に基盤整備された丘陵地にあり、全て急傾斜地で小区画の圃場が多い。協定締結前は高齢化による自己保全地の増加や、道路・水路・堤の手入れ不足等により、将来にわたっての農地保全に対する不安があった。本制度に取り組むにあたり、非農家や交付対象外農家も含めた集落全員参加による協定が締結され、共同取組活動費のウェイトを上げ、さまざまな取組を計画した。

取組内容としては、集落内の道水路等の適正管理、担い手への作業委託や利用権の設定等、更には集落で休耕田を利用したさといもの生産・販売・小学生のさといも掘り体験への活用、といった取組により農地の有効利用が図られている。

また、今年で18回目となった「村おこしイベント」の綱引き大会や管理が行き届くようになった池での親子釣り大会、餅つき大会、縄ない大会、収穫祭等々の開催のほか、市の花いっぱいコンクールにおいて優秀賞をもらうなど、多岐にわたる共同活動により地域の活性化を図っている。



○農用地等保全マップ

水稻を緑色・転作を青色・自己保全地を赤色と色分けすることで、担い手への農地集積のほか、集落で休耕田へのサトイモやそばの共同栽培を行うなど、赤色農地（自己保全地）の活用に心がけるようにしている。（平成19年は自己保全地へ「そば」と「さといも」を80a作付け）

三館地区の「水車そば挽き」へ、そば粉の供給も行っている。



村おこしイベント 綱引大会
（平成19年150名程度参加）



休耕田を活用した小学生の
さといも掘り体験

【平成19年度までの主な効果】

- 担い手への利用権の設定による集落営農体制の強化（当初2.9ha、目標4ha、H19実績5.4ha）
- 非農家・他集落等と連携した環境保全活動等
 - ・ 非農家を含めた沢目公民館（協定参加者の世帯51戸）と連携し、農道草刈り（集落内の市道を含め5km程度）、花壇作り（マリーゴールド・サルビア・ひまわり等400㎡）、「村おこしイベント」の開催（綱引き大会）を実施）

<担い手への農地集積等を実施している事例>

○農作業共同化・担い手への農地集積で遊休農地に生命を

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					山形県西村山郡西川町入間					
協 定 面 積 21.3ha		田 (100%)		畑		草地		採草放牧地		
		水稲								
交 付 金 額 221万円		個人配分							30.0 %	
		共同取組活動 (70.0 %)		担当者活動経費					5.4 %	
				集落営農体制構築のための学習会に対する経費					2.3 %	
				基幹的農作業の共同化に対する経費					15.8 %	
				基幹的農作業の受委託推進に対する経費					4.5 %	
				新規就農者育成に対する経費					2.3 %	
				水路、農道等の維持・管理に対する経費					13.5 %	
				多面的機能増進活動に対する経費					2.3 %	
				集落営農体制構築積立金					23.9 %	
協 定 参 加 者		農業者 35人								

2. 集落マスタープランの概要

将来にわたり、集落の荒廃を防ぐため、現在組織化されている沼山入間地区機械利用組合・西川町中部地区収穫作業組合・さがえ西村山農業協同組合を核としながら、農作業の共同化、新規就農者の確保、農作業の委託等を行いながら、集落営農体制を構築していくこととした。

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理(田21.3ha) 個別対応	景観作物の作付け (入間区・入間公民館が主催する「花いっぱい運動」において農道に花壇用苗を約2a作付けした。) 共同取組活動	機械・農作業の共同化 (田の病害虫防除の共同作業を21ha(100%)実施、目標21ha) 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路 約1km 年1回 清掃 年2回 草刈り 見回り(降雨後適宜) ・道路 約1km 草刈り(随時) 共同取組活動		新規就農者の確保 (現在1名、目標1名以上) 共同取組活動
		担い手への農作業の委託 (認定農業者を中心とした営農組合に基幹的農作業12ha(56%)委託。目標21ha) 共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

近い将来、農業従事者の高齢化による耕作放棄地の発生、担い手不足など農業生産体制の維持が困難となることが予想されることから、本制度に取り組むこととした。

集落営農体制の充実に向けて、カメムシの発生を防止し米の収益向上を図るために、病虫害防除作業を共同化している。

また、組織化されている機械利用組合や収穫作業組合への農作業委託の拡大を推進している。更に、50歳代前半の認定農業者が、既に遊休化している農地や高齢化により耕作放棄されそうな農用地を集積し、集落内の農用地面積の約3割を耕作している。

平成18年には、40歳代後半の新規就農者が認定農業者に認定され、集落内外の農地約6haを集積し、無農薬米の栽培を行うなど集落全体で活動に取り組んでいる。

○農用地等保全マップ



水路の補修やえん堤の補修箇所を記載し、災害復旧労力の負担軽減を図る。



共同で行う病虫害防除作業



集積した水田で無農薬米栽培

〔平成19年度までの主な効果〕

- 病虫害防除の共同作業による効率化（当初0ha、目標21ha、H19実績21ha）
- 新規就農者の確保（当初0名、目標1名以上、H19実績1名）
- 農作業受委託による作業効率化及び農地の荒廃防止
 - ・ 3つの営農組織に基幹的農作業（5作業）を委託（当初10ha、目標21ha、H19実績12ha）

＜担い手への農地集積等を実施している事例＞

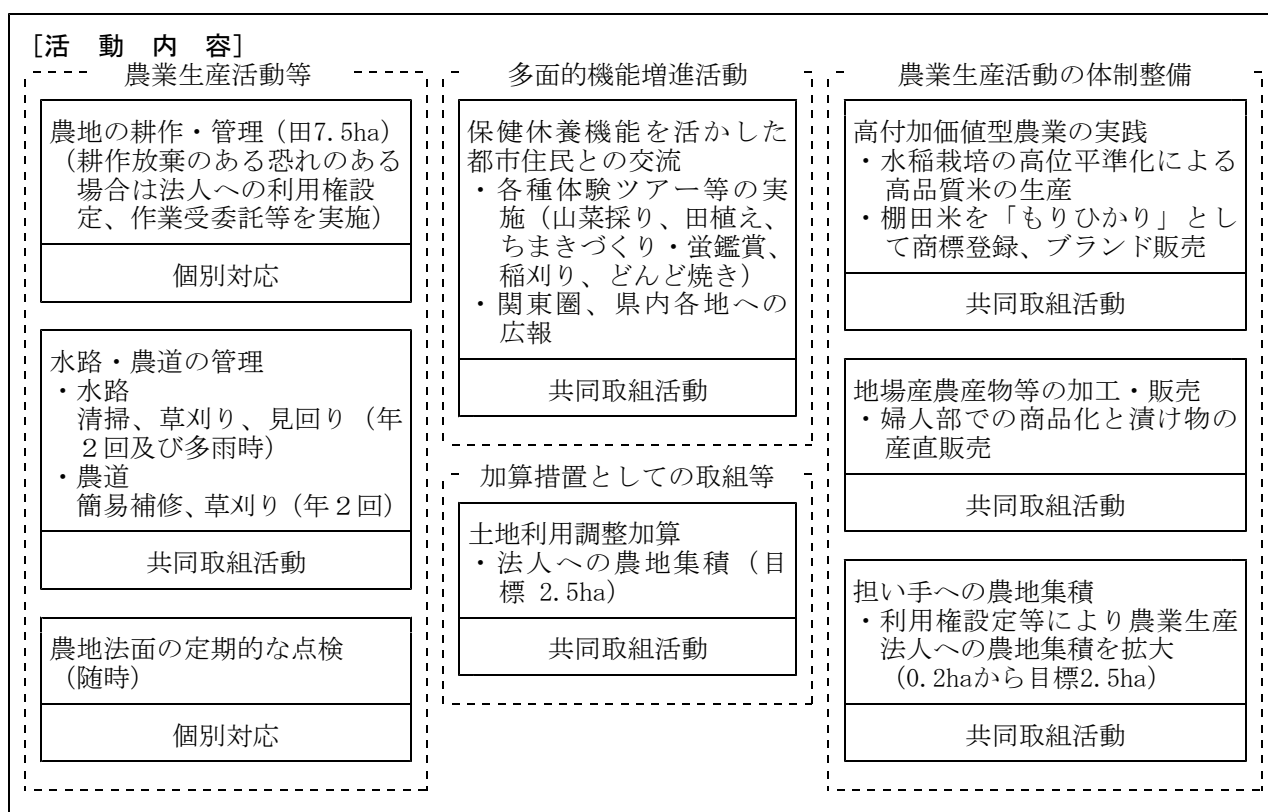
○森光集落における活力ある地域づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					新潟県長岡市小国町 森 光						
協 定 面 積 7.5ha		田 (100%)		畑 (%)		草地		採草放牧地			
		水稲									
交 付 金 額 138万円		個人配分								30%	
		共同取組活動 (70%)		多面的機能増進活動費						22%	
				道・水路管理費						19%	
				農地管理費						10%	
				役員報酬						10%	
				その他(研修会参加費等)						9%	
協 定 参 加 者		農業者59人、森光担い手生産組合(構成員38人)、非農業者3人									

2. 集落マスタープランの概要

- も「もっと森光」、り「隣人(林・人)」、み「見つめて」、つ「作ろう新しい森光」を
合い言葉に、集落民全員が誇りと自信を持って定住でき、老人が安心して生活できる活
力ある地域にする。



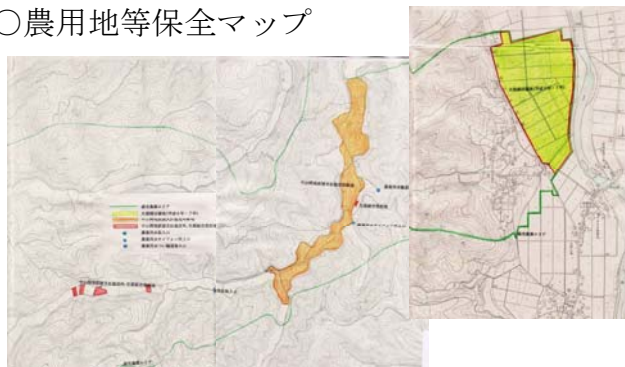
3. 取組の経緯及び内容

- (1) 集落の大半を第2種兼業農家が占めていたため、将来の深刻な高齢化・農業の担い
手不足・耕作放棄地の発生に対応するため、平成5年に集落の将来像等を描いた「集
落活動計画」を策定し、その実践に取り組み、平成6年に生産組織が設立され、平成
10年には法人化（特定農業法人）された。本制度への取組を契機に、法人を受け皿と

した農地集積が進められ、平成19年度には法人への利用権設定が3.4ha（うち協定農用地3.1ha）となっている。

- (2) 法人が中心となり、食味の良い山間部の米を「もりひかり」として商標登録し、直接販売を行っている。また、集落全員で水路農道等を管理するとともに、高品質米の生産を目指し、研修会の開催、栽培データの蓄積、管理体制の強化等により、米栽培技術の高位平準化を図っている。
- (3) 農産物・加工品の販売のために、イベント参加や交流による知名度アップやファンづくりに努めており、毎年、首都圏のイベントに出店し、農産物を紹介している。また、集落へ都市住民を招いて交流行事（山菜採りツアー、田植え体験ツアー、ちまき作りと蛍鑑賞、稲刈り体験ツアー）を行い、集落の活性化や農業への理解促進を図っている。田植え・稲刈りツアーで栽培した酒造好適米は、酒造会社へ製造委託し、「もりひかり」と名付け、集落の酒屋で販売している。

○農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・以下について記載し、活動に役立てている。
- ①大規模ほ場地
- ②協定対象農用地
- ③維持管理等を行う農道・水路



共同による保全活動



稲刈りツアーの様子

【平成19年度までの主な効果等】

- 特定農業法人を中心とした農業生産体制の整備
 - ・ 法人への利用権設定 3.4ha：うち協定農用地 3.1ha（目標 2.5ha）
- 年農村交流の推進
 - ・ 産地直販の売り上げ増加
 - ・ 首都イベントへの参加（中野まつり、八王子イチョウまつり）
 - ・ 年間を通じた集落イベントの開催（山菜採りツアー、田植体験ツアー、まちづくりと蛍鑑賞、稲刈り体験ツアー、どんどん焼き）
- 地場産農産物の高付加価値化
 - ・ 棚田米のブランド販売の実施
 - ・ 交流イベントで栽培した酒造好適米を活用した吟醸「もりひかり」の製造・販売の実施
 - ・ 地元野菜の漬け物加工及び米とのセット販売の実施

<担い手へ農地集積等を実施している事例>

○担い手集積化による農業生産活動等の体制整備

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					富山県黒部市 くろべし 浦山12区 うらやま					
協 定 面 積 20.4ha		田 (100%)		畑		草地		採草放牧地		
		水稲、大豆								
交 付 金 額 428万円		個人配分							50%	
		共同取組活動 (50%)		水路・農道等の維持管理等集落の共同取組活動費					48%	
				研修会費					1%	
				その他(事務費)					1%	
協 定 参 加 者		農業者9人、農業生産法人3								

2. 集落マスタープランの概要

(1) 集落における将来像

農事組合法人浦山12区を中心として、対象農用地の利用集積を図り、耕作放棄地の発生防止と農業生産活動の継続を図る。

(2) 5年間の活動目標等

① 耕作放棄防止の活動

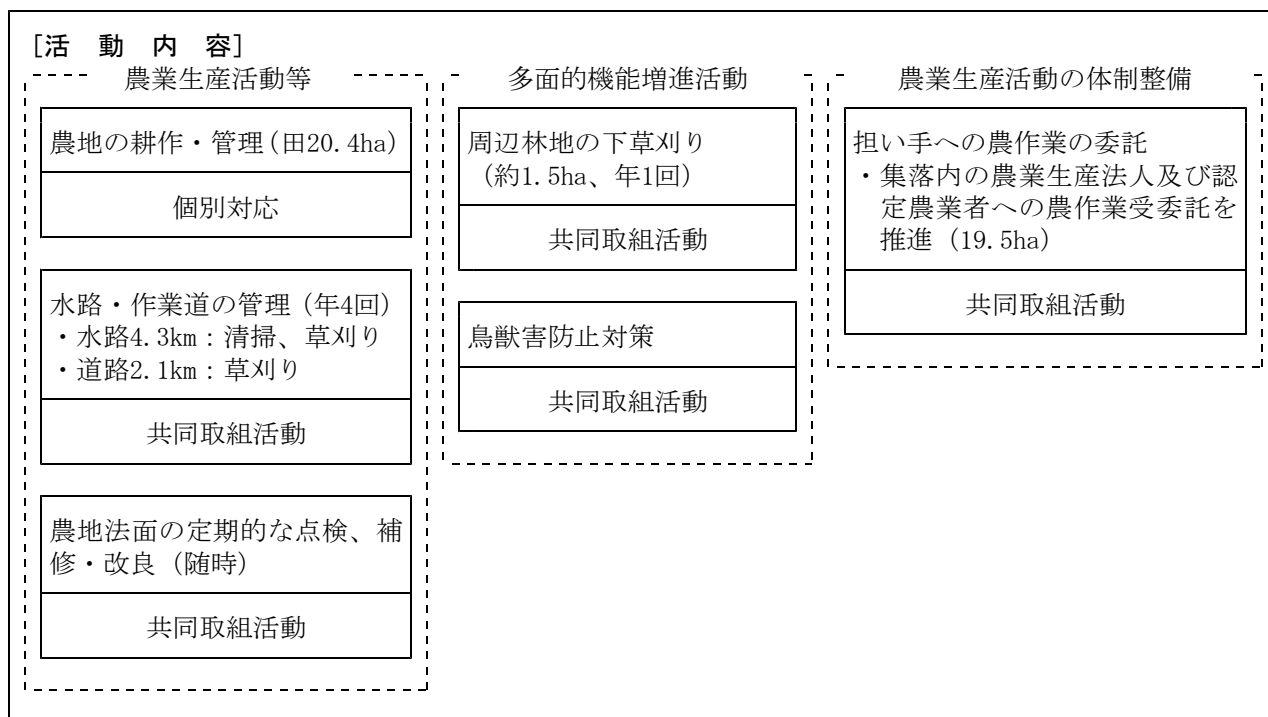
農事組合法人浦山12区との利用権設定を推進する。

② 水路・農道等の管理

農事組合法人を中心として、用排水路の土砂上げや農道の草刈りを実施する。

③ 多面的機能の増進活動

農地周辺山林の地権者の了解を得て、猿や熊などからの農作物や人身被害を防ぐため山林の間伐や枝打ち、下草刈り等を実施する。



3. 取組の経緯及び内容

(1) 協定締結に至る経緯

当集落は、市の中心部から距離約5.5kmの中山間部に位置している。農業生産は水稻が主体となっているが、農用地の約4割が急傾斜地であり、作業効率が低い上、農業従事者の高齢化、後継者不足が深刻であり、農業生産活動の維持に厳しい問題を抱えている。

このような中で、平成13年度より本制度に取り組み、耕作放棄地の発生防止に努めてきたが、17年度からの今期対策においても、協定参加者全員の協力で耕作放棄地の発生を防止することを共通認識として持ち、水路・農道等の維持管理作業等を集落共同取組活動として実施していくことで、協定を締結している。

(2) 特徴的な活動内容

当集落では、平成3年から集落営農組織による農業生産活動を展開しており、平成17年度時点において、農業生産法人2組織及び認定農業者1名を中心とした農業生産活動等がなされていた。

協定活動では、これら担い手農業者への農地集積を更に進め、21年度までには協定農用地面積19.5haを集積する目標としていたが、19年度時点で新たに農業生産法人が1組織と1名の認定農業者の育成が図られており、協定農用地の集積目標も既に達成されている。

また、交付金額のうち50%を共同取組活動分として、水路・農道等の維持管理及び周辺林地の下草刈り等に要する経費に充てている。

今後も引き続き、協定参加者等が協力し合って、共同取組活動の充実と担い手への農地集積率の向上に努めることとしている。

○農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・集落協定農用地、農地法面、用排水路及び農道の維持管理・補修改修が必要な箇所、周辺林地の下草刈り箇所、鳥獣害防止対策箇所について明示



用水路の江ざらい



農道の草刈り

[取組活動により期待される効果（19年度までの成果及び21年度までの目標）]

- 担い手への農地集積
 - ・ 認定農業者 2人 0.5ha 農業生産法人 3組織 19.0ha
- 農地法面、水路・農道等補修・改良の実施
- 鳥獣害防止対策の実施

<担い手への農地集積等を実施している事例>

○担い手農業者へ農地を集約し、集落の農地を守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	石川県能美市和気町 のみしわけまち 和気町 わけまち			
協 定 面 積 9.5ha	田 (100%) 水稲	畑 (7%) 果樹・野菜等	草地	採草放牧地
交 付 金 額 86万円	個人配分			0%
	共同取組活動 (100%)	集落役員報酬		8%
		水路・農道等の維持・改修に要する経費		22%
		土地改良事業負担金		70%
協 定 参 加 者	農業者43名、生産組合 1			

2. 集落マスタープランの概要

(1) 集落における将来像

認定農業者を核とした担い手農業者への農地の利用集積を推進するとともに、農道・水路の維持・管理等については地権者も支援する体制を整え、担い手農業者の負担軽減と将来にわたる農用地の維持・保全を実現する。また、中山間地域における転作作物としてかぼちやの作付拡大を図るとともに、休耕田への景観作物の作付により農地の多面的利用の増進に努める。

(2) 集落における5年間での活動目標

ア 認定農業者等への農地の集積

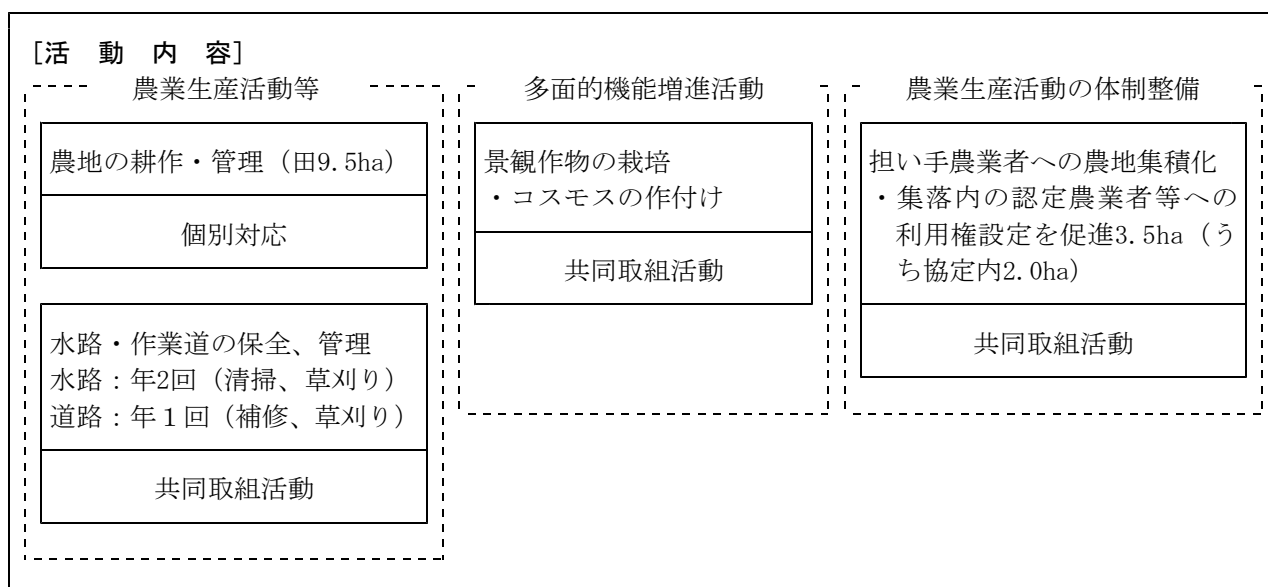
イ 水路・農道の補修・改修・改良

・水路の改修 250m

・農道の補修 砕石補修600m

・農道の改良 舗装整備済延長1,560m

ウ 景観作物としてコスモス、レンゲ、菜の花等の植栽による多面的機能の増進活動



3. 取組の経緯及び内容

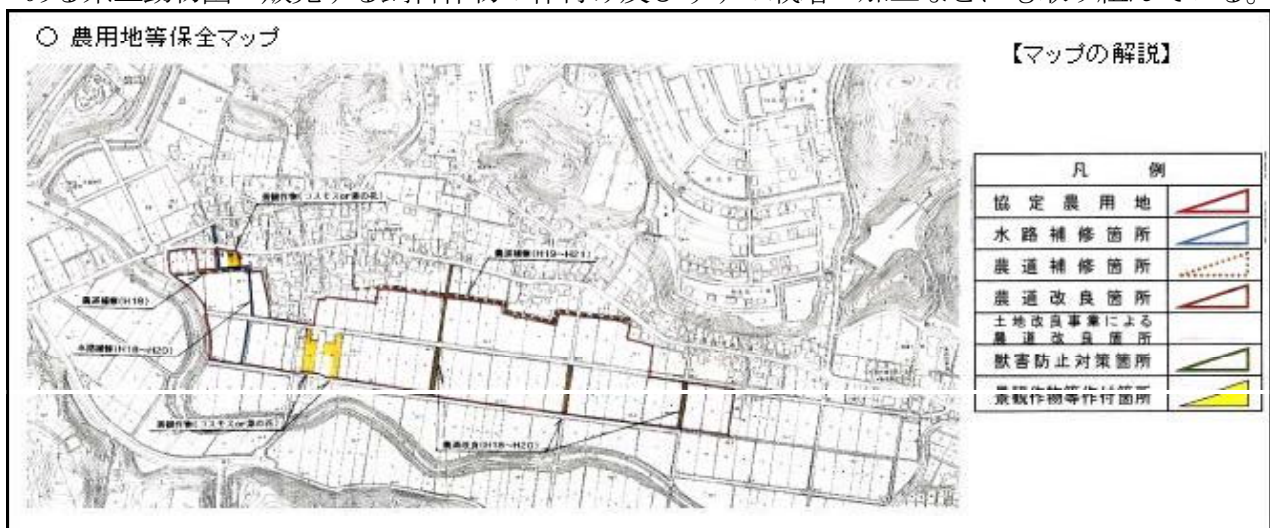
当集落では、認定農業者等の3名を集落の担い手として位置づけ、農地の利用集積を進めている。平成17年度の協定締結時には21年度までに3.5ha（うち協定農用地2.0ha）の農地を担い手に集積する目標としていたが、19年度までに既に12.4ha（うち協定農用地4.2ha）の農地が集積されており、今後、更に集積を進めることとしている。

一方で、ほ場整備が完了してから25年が経過し、農道や水路の一部が老朽化する中で、農業従事者の高齢化や後継者不足等から集落内の農家が減少しており、担い手農業者等だけでは水路や農道の維持・管理を行うのは今後、難しくなるものと予想されることから、地権者も含めた集落による支援体制を整備することとした。

現在、当支援体制による活動は、年1回の用水清掃となっているが、今後は草刈りや農地の見回り等も行なうなど、協力体制の拡充を予定している。

また、休耕田への景観作物（コスモス）の作付けを行っており、鑑賞を目的に多くの家族連れ、身体障害者施設や高齢者福祉施設からの見学者などが訪れている。

その他、転作作物としてかぼちゃを作付けし、J Aを通して関東へ出荷している他、市内にある県立動物園へ販売する飼料作物の作付け及びゆずの栽培・加工などにも取り組んでいる。



【平成19年度までの主な効果】

- 認定農業者等を中心とした営農体制の整備による耕作放棄地の発生防止
 - ・ 認定農業者等への農地利用集積 12.4ha（うち協定農用地4.2ha）
 - ・ 耕作者以外の地権者等を含めた水路・農道等の維持・管理体制の確立
- 景観作物の作付けによる多面的機能の発揮
 - ・ 休耕田を活用した景観作物の作付け（コスモス0.2ha）
- 転作田を活用した農業収入の確保
 - ・ かぼちゃ作付面積0.2ha

<担い手への農地集積等を実施している事例>

○農業法人の設立による機能的な農業経営体づくり

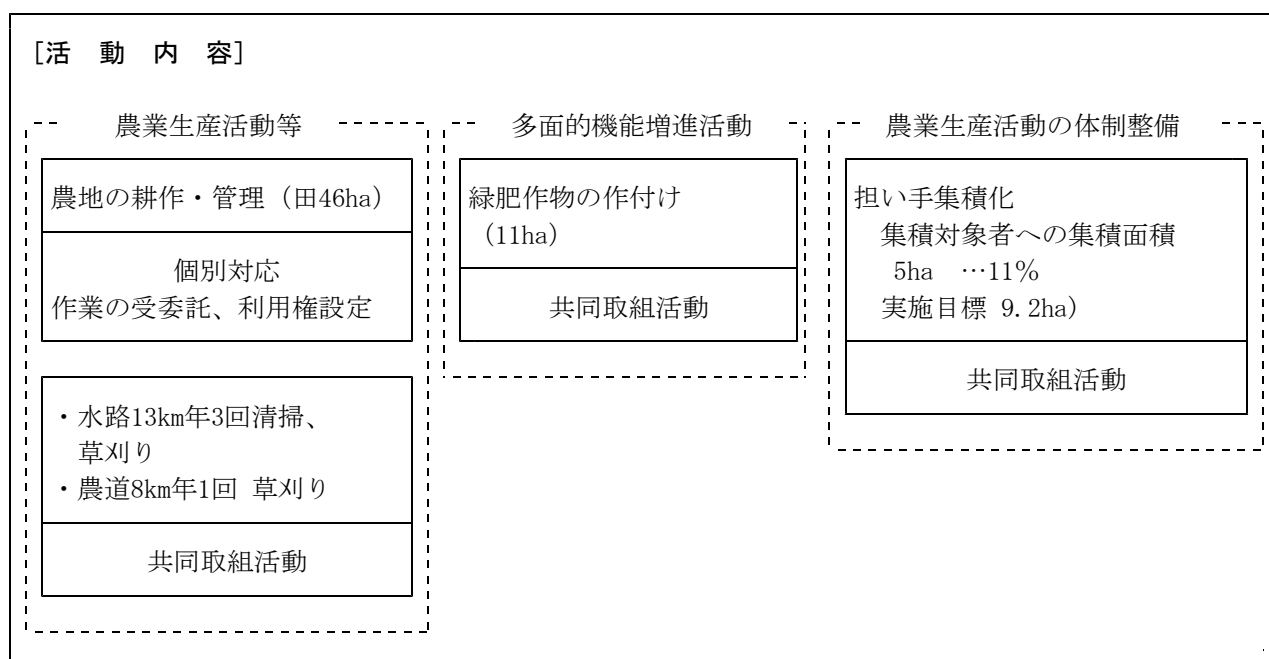
1. 集落協定の概要

市町村・協定名	滋賀県大津市 おおつし 下仰木集落 しもおおぎしゅうらく			
協 定 面 積 46 ha	田 (100%) 水稲	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 959 万円	個人配分			40%
	共同取組活動 (60%)	役員報酬		3%
		農業生産体制整備等費		20%
		農用地維持管理費		2%
		鳥獣害防止、農道水路費		35%
		事務費		1%
協 定 参 加 者	農業者 99人、水利組合1、土地改良区1、その他1			

2. 集落マスタープランの概要

地域農業の担い手となる農業法人の設立とあいまって、作業の受（委）託をはじめ利用権の設定等にも取り組むとともに、集団転作の作物を価値のある作物への転換を図る。そのために必要な施設及び農業機械の拡充と改善に取り組む。

具体的には、まず集落の実情と問題点を集約し、解決手段を模索し、長期的な将来像をえがくことから始め、品目横断的経営安定対策に対応する農業経営体を創設したうえで、集団転作を委ね、付加価値の高い作物づくりをを集落内外の若者・女性・新規就農者も加えて目指す。新しい農業経営体は機能充実を図りながら、実状に沿った見直しを行い、地域農業の振興に役立てていく。

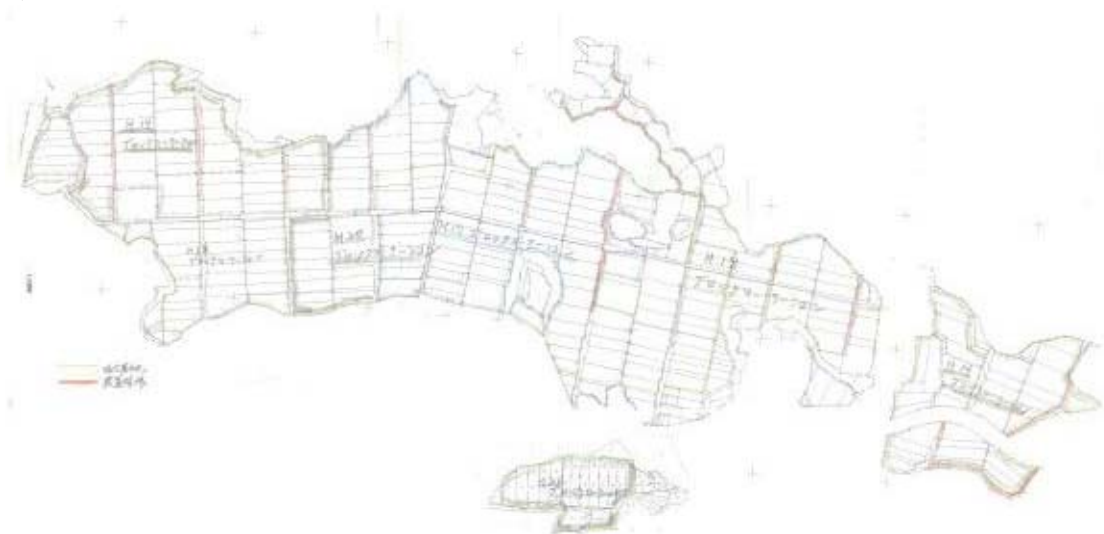


3. 取組の経緯及び内容

下仰木集落においては、農業後継者問題、米価下落による農業所得の減少等の問題を抱え、将来性のある農業を展開する必要性に迫られていたことにより、地域農業の担い手となる農業経営体（農業法人）の設立を目指すことになった。農業経営体は、地域にもともとあった互助的な農作業の受委託を農業組合や土地改良区等の組織を通じて一本化し、より永続的で機能的な経営体づくりをするものである。

また、地域内外の女性・青年層も取り込み、より魅力的で経済性の高い組織づくりを目指している。

○農用地等保全マップ



【マップの解説】 農道の整備（赤線）



河川(水路)の除草作業



緑肥(景観) レンゲ

【平成19年度までの主な効果】

- 担い手への農地集積による体質強化 当初 0ha→目標 9.2ha、平成19年度実績 5ha
- レンゲ 11ha、大豆0.3ha

< 担い手への農地集積等を実施している事例 >

○ そば栽培による耕作放棄地の解消と担い手への農地集積

1．集落協定の概要

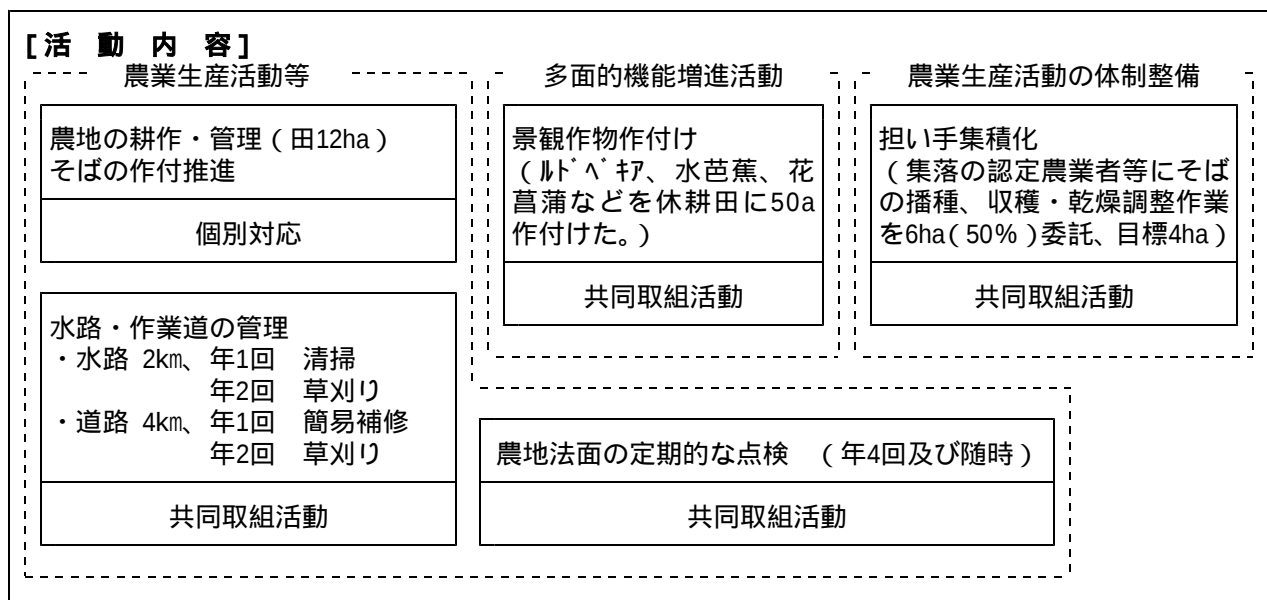
市町村・協定名	福島県南会津郡南会津町 上ノ原			
協 定 面 積 12 ha	田（100％）	畑	草地	採草放牧地
	水稲	-	-	-
交 付 金 額 97万円	個人配分			50 %
	共同取組活動 （50％）	集落の各担当に対する経費		6 %
		水路農道維持管理経費		14 %
		集落マスタープランの将来像を実現するための経費		30 %
協 定 参 加 者	農業者 8人、農業生産法人 1組織			

2．集落マスタープランの概要

本対策を契機に、農地の利用集積、担い手の育成と支援をしていき、集落全体で農地を保全する仕組み作りを行うと共に耕作放棄地の解消を目指すこととした。

具体的には、農地の利用調整組織である「農用地利用改善組合」を設立し、担い手へ農地の利用集積を推進し、耕作放棄地の解消と発生防止を図り、併せて普通型コンバイン等の必要な農機具の整備を行っていく。

また、地域に適した作物である「蕎麦」の作付けを行い、地域経済の活性化に向けて取り組んでいくこととした。



3. 取組の経緯及び内容

当集落は標高が高く生産条件など不利な地域であり、耕作者の高齢化や農地の荒廃が懸念されていた。そのため、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって農業生産活動等を継続可能にするため、関係者が一致協力して取り組むこととなった。

現在、土地に適した作物「蕎麦」の栽培面積を拡大することで、耕作放棄地の解消を図り、担い手へ集積化を進めている。

平成17年度には普通型コンバイン・乾燥機の導入を行い、平成18年度には同じ問題を抱える近隣の小高林地区と共に、農用地利用調整組織である「小高林・上ノ原集落営農組合」を設立し、地域の農地を担い手へ集積する体制作りを行った。

また、景観作物は土地に適した植物「ルドベキア」や「花菖蒲」等を植栽して景観の向上を図ると共に、水路・農道の維持管理作業等では工事用車両を自ら操作して修繕を行う等、集落全体で共同作業への取組意識も高まっている。

今後は、共同作業用機械を充実と蕎麦の作付拡大を行い、集落の農家・担い手農家の連携を強化しながら、農地集積と耕作放棄地の発生防止を図っていく。

○ 農用地等保全マップ



補修や管理場所等を地図に色分けし、実施する場所を明確に記載。

- ・ 赤色 → 蕎麦の作付け予定地
- ・ 黄色 → 景観作物作付け予定地
- ・ 青色 → 耕作放棄地の復旧予定地
- ・ 赤線 → 水路維持管理
- ・ 青線 → 農道・法面の補修維持管理



水路の堀上と草刈



そばの作付け風景

【平成19年度までの主な効果】

- 担い手集積化による作業の効率化
 - ・ 農地利用調整組織の設立（小高林・上ノ原集落営農組合）
 - ・ 担い手への農地集積（当初2.7ha、目標4ha、H19実績6ha）